

## 電子入札システムによる入札参加について

佐伯市では、平成20年4月より建設工事及び建設コンサルタント等業務の入札を電子入札システムにより行う本格運用を開始しました。このシステムは大分県内の自治体が参加し共同利用するもので、佐伯市においても一定の条件を満たす工事及び建設コンサルタント等の業務委託<sup>※注1</sup>についてはすべてこのシステムを利用することとしています。

この本格運用以降、競争入札執行通知はすべて電子入札システムで行い、「紙」や「電話」等による入札の執行通知は実施していません。また、特別な事情<sup>※注2</sup>がある場合を除き「紙」による入札も行っていない。

このように電子入札システムの本格運用後は、競争入札執行通知書の受け取りや入札書の提出を全て電子入札システムを経由して行っていますので、入札参加を希望される業者は『ICカードの取得』と『電子入札システムへの利用者登録』が必ず必要となります。

なお、佐伯市では競争入札執行通知を行う10日前に利用者登録の事前確認を行いますので、それまでに利用者登録を完了させてください。

※注1 一定の条件を満たす工事及び建設コンサルタント等の業務委託とは、以下の条件を満たす案件です。

発注機関：佐伯市 財務部 契約検査課  
入札方式：要件設定型一般競争入札、指名競争入札  
対象案件：予定価格130万円以上の建設工事全案件  
          予定価格50万円以上の建設コンサルタント等業務

## 電子入札システムへの利用者登録

電子入札システムを初めて利用する場合や新たにICカードを取得した場合は、利用者登録を行う必要があります。

また、ICカードを複数お持ちの方は、それぞれのカードごとに利用者登録が必要です。

注 電子入札が利用可能なICカードは、建設工事及び建設コンサルタント業務等について、佐伯市に入札参加資格申請をした代表者の名義のICカードが必要となります（ただし、入札及び見積に関する権限について入札参加資格申請時に年間委任状を提出し委任している場合は、その受任者（支店、営業所等の代表者）の名義のICカードが必要です。）。

詳しくは、大分県共同利用型電子入札システムのホームページをご覧ください。  
<https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/hp/>

※注2 「紙」による入札を認める「特別な事情」とは以下のとおりです。

1. 会社名、代表者名等の変更によりICカードの再取得が間に合わない場合
2. 暗証番号（PIN番号）を連続して誤入力したことによる閉塞、ICカードの破損、盗難等でICカードの再発行を申請中の場合
3. パソコンの不具合及びインターネット等通信環境の不具合等やむを得ない事情がある場合

注 「紙」による入札を行う場合には入札書提出締切日時までに契約検査課へ「紙入札（見積）参加届出書」を必ず提出する必要があります。「紙入札（見積）参加届出書」の提出がない場合は、「紙」による入札はできません。